

唐代関係史料に見える

日本の国号について

中小路 駿 逸

はじめに

過去に作成されて伝えられている文献の文辞は、それ自体、ある情報を告げている。その告げる情報の内容が何であるかの理解ないし認定には、通常、その理解ないし認定をなそうとする主体にとってすでに知られている知識が駆使される。たいていの場合、この段階でことは済む。

が、時には、その既知の知識によって理解ないし認定された当面の文辞からの情報と、既知の理解ないし認定の体系とがあい反することがある。すなわち、当面のその情報か、既知の知識の体系かの、どちらかが間違っているのか、どちらも間違っているのか、ないしはすでに試みられた説明法がすべて間違っているのか、判定しな

ければならない事態となることがあるのである。

私は日本文学についての探究の途次において、古代にかかわることについて、この種の事態に逢着し、文献の文辞の告げている情報が正しくて、従来の説明法の体系ないし従来の歴史像の枠組みの作りかたが間違っていたのだという理解ないし認定に到達した。この理解ないし認定には、これこれの情報は正しいという面についての根拠と、しかしかの説明法は間違っているという面についての根拠とが伴っている。

この種の理解ないし認定に到達すれば、ただちに検証が行われなければならない。その検証は、従来の思考の枠組みを成立させた本来の根拠と、あらたな理解ないし認定の根拠との両者について行われなければならない、またその他のいろいろなこと regarding について、それはそれ自体どのような情報を告げており、その情報は、従来の枠組みと、あらたな理解ないし認定とのどちらと適合するか、すなわち、どちらをより無理なく支持するか、どちらによって無理なく説明できるかが問いはじめられなければならない。私の探究は、この部面について、すでにこの検証の段階に入っており、それに関する現在までの私の思考の経路、ならびにそこで得られた成果は、すで

に著書ならびに論考のなかに示されている。⁽¹⁾
ここにまた、一つの事項を提示する。

一

「日本」という国号の由来について、唐代の資料によつたと考えられる中国のいろんな文献に次のような記事があるのは、周知のことである。

日本国なる者は、倭国の別種なり。其の国の日辺に在るを以て、故に「日本」を以て名と為す。或いは（「或るひと」とも訓じうる。以下同じ）曰はく、「倭國、自ら其の名の雅ならざるを惡み、改めて『日本』と為す」と。或いは云ふ、「日本は旧小國、倭國の地を併せたり」と。（旧唐書列伝卷第一百四十九上、日本國）

日本は、古の倭奴なり。〈中略〉咸亨元年、使を遣はし、高麗を平ぐるを賀す。後、稍夏音を習ひ、「倭」の名を惡み、改めて「日本」と号す。使者自ら言ふ、「國、日の出づる所に近し。以て名と為す」と。或いは云ふ、日本は乃ち小國、倭の併する所と爲る。故に其の号を冒せり」と。（新唐書二百一十、

列伝第一百四十五、日本國）

倭は後漢自り通ず。大唐の貞觀五年、〈中略〉是に由りて遂に絶つ。〈中略〉倭、一に「日本」と名づく。自ら云ふ、「國、日辺に在り。故に以て稱と爲す」と。〈中略〉長安二年〈中略〉方物を貢す。（通典卷一百八十五、边防、倭）

日本は、倭國の別種なり。其の國の日辺に在るを以て、故に「日本國」を以て名と爲す。或いは「倭國の自ら其の名の雅ならざるを惡むを以て、改めて日本と爲す」と。或いは云ふ、「日本は旧小國、倭國の地を吞併す」と。（唐會要卷一百、日本國）

日本國なる者は、倭國の別種なり。其の國の日辺に在るを以て、故に日本を以て名と爲す。（冊府元龜卷九五六、外臣部 種族）

咸亨元年、使を遣はし、高麗を平ぐるを賀す。後、稍夏音を習ひ、倭の名を惡み、改めて日本と号す。使者自ら言ふ、國、日の出づる所に近し。以て名と爲す、と。（文獻通考卷三百二十四、四裔一）

『旧唐書』は五代期に、『新唐書』は北宋期に編まれたものであるが、唐代に成つた資料を用いたものと考えられる。『通典』と『唐會要』は北宋期に成つたものであ

るが、はじめに編まれたのは唐代であり、したがって唐代中に唐代の資料『通典』は天宝（七四二—七五五）期までのことをしるしたとされる）を用いた箇所を含むと考えられる。『冊府元龜』は北宋期成立。当面の問題の箇所が『旧唐書』の記事よってのこと、明らかである。

『文献通考』は元代の編。当面の問題の箇所が『新唐書』よってのこと、明らかである。以上は、すでに特に考証を要せぬ周知の、あるいは明白な事項と思われる。

さて、右の記事群には、「倭国」と「日本国」とは別の国で、一方が他方を併合したと受けとれる文句と、「倭国」と「日本国」とは同じ国の名の変化ないし異称の添加にすぎず、両者は一貫して同じ国であると受けとれるような文句とが含まれていて、無視されたり、議論されたりしていることも、周知のことである。

いまここに問題にするのは次のことである。右の記事群には「日本」という国号が何にもとづくかについての説明が含まれている。その説明の内容に奇妙なところがある。なぜか。——これが当面の問題なのである。

奇妙なところとは、どこか。

右の記事群には、「日本」という国号が選ばれた理由について、次のようにしるされている。

一、国の位置が「日辺」にあるから（「国、日辺に在り」。〔旧唐書・通典・唐会要、および冊府元龜〕）
二、国の位置が「日の出づる所」に近いから（「国、日の出づる所に近し」。〔新唐書、および文献通考〕）
そしてこれらの説明は、どちらも奇妙なのである。こ

れら二種の説明は、その国が日の「辺」や「近」にあるから日の「本」と名づけた、というものであるが、「辺」とか「近」とかいう状態は、「本」とは対応しない、あるいは対応させにくい状態をさす語だからである。

まず「辺」について言う。「辺」とは、何をさす語か。『大漢和辞典』から抜き出して示す（出典の略語は通例のものに直して示す）。

(一) ほとり。

(イ) きし。きは。〔爾雅、釈詁〕 辺、垂也。〔杜甫、和裴迪登蜀州東亭送客逢早梅相憶見寄詩〕 江辺一樹垂垂發。

(ロ) あたり。そば。〔玉篇〕 辺、畔也。〔晋書、明帝紀〕 人從日辺來。

(ハ) はづれ。かたるなか。〔礼記、玉藻〕 其在辺邑。

〔注〕 辺邑、謂九州之外。

(ニ) くにごかひ。〔国語、呉語〕 頓類於辺。〔注〕

辺、辺境也。

(ホ) ふち。へり。〔礼記、深衣〕 統袷鉤辺。〔劉孝威、鄧鼎遇見人織率爾寄婦詩〕 豔彩裙辺出。

(ヘ) はし。はづれ。〔礼記、檀弓上〕 齊衰不以辺坐。〔注〕 辺、偏倚也。

(ト) すみ。かど。〔広雅、釈詁四〕 辺、方也。〔晋書、張軌伝論〕 阻之辺而高視。

(チ) かぎり。はて。〔南齊書、高逸伝論〕 無始無辺。

以上が、名詞として、かつ、おおむね一般的に(ニは国という特別な範囲についてのものであるが)「ある区域ないし範囲に対する位置ないし位置関係」をさすために用いられた場合である。

以下は、その他の場合である。念のために掲げる。出典・用例は略する。

(一) となる。となりあふ。(三) がけぎしをゆく。

(四) 国境の紛擾。(五) 文字のへん。(六) 木の名。(七) 〈古文の字体の説明、略〉(八) 姓。

当面の問題の「国、日辺に在り」の「辺」は、もの位置を示す語であること、明らかであり、したがってその意味は右の(一)の範囲内のものであろうこと、また明らかである。

そして、「辺」がものの位置を示すときは、「あるものの範囲に近接しているが、その範囲には含まれない場合」か、「あるものの範囲内には含まれるが、ただその周縁部に位置する場合」かのいずれかであること、用例から見て疑う余地はない。つまりどちらの場合にも、「辺」は、何かの中心部や何かの発出の原点そのものをさすとは言えない状態をさしているのである。

次に「近」については、説明するまでもないように思われる。「近」とは、あるものの範囲のソトにあり、ただ、その「あるもの」との距離の比較的小さい場合をさすこと、明らかであらうからである。

では「本」とは何であらうか。「辺」の場合と同じ要領で『大漢和辞典』から抜き出して示す。

〔一〕(一)もと。

(イ) ね。ねもと。〔説文〕 本、木下曰本、从木、一在其下。〔周礼、天官、醢人〕 昌本、昌蒲根。〔礼記、少儀〕 絶其本末。〔疏〕 本、根也。〔山海経、西山經〕 其本如桔梗。〔注〕 本、根也。

(ロ) みき。幹体。〔広雅、釈木〕 本、幹也。〔史記、灌夫伝〕 枝大於本。

(ハ) もと。どだい。根基。〔大学〕 皆以修身爲本。

〔論語、学而〕君子務本。〔集解〕本、基也。〔孟子、離婁上〕家之本在身。

(二) おこり。はじめ。〔広雅、釈詁一〕本、始也。

〔春秋左氏伝、莊公、六〕不知其本。〔注〕本末、終始也。〔莊子、庚桑楚〕出无本。〔釈文〕本、始也。

〔呂覽、用民〕不可察之本。〔注〕本、始也。〔史記、樂書〕其本在人心感於物也。〔注〕正義曰、本、猶初也。

(ホ) みなもと。原泉。〔礼記、礼運〕必以天地為本。

〔疏〕本、根本也。〔孟子、離婁下〕有本者如是。

〔集注〕言水有原本。〔呂覽、驕恣〕此得失之本也。

〔注〕本、原也。

まずは以上が、ものごとの位置関係(何らかの意味で空間的な、ときには時間的な)のなかでの、そのものの位置を示す場合である、と考えられるものである。

(ハ) きぢ。しただぢ。〔白虎通、姓名〕本、質也。

〔春秋左氏伝、隱公、五、翼侯奔随、注〕伝具其事為後晋事張本。

(ト) 吾が身。〔大学〕此謂知本。〔疏〕本、謂身也。

〔呂覽、処方〕本不審。〔注〕本、身也。

(チ) 心。〔礼記、礼器〕反本修古。〔疏〕本、謂心

也。

(リ) 本性。〔呂覽、尊師〕必反其本。〔注〕本、謂本性也。

(ヌ) 善行。徳。〔孝経、聖治章〕所因者本也。〔注〕本、謂孝也。〔国語、晋語二〕自拔其本。〔注〕本、謂忠信也。〔荀子、議兵〕今女不求之於本、而索於末。〔注〕本、謂仁義。〔史記、樂書〕君子動其本。

〔注〕正義曰、本、徳也。

(ル) つね。平生の守る所。〔楚辭、九章、懷沙〕易初本迪兮、君子所鄙。〔注〕本、常也。

(ヲ) かなめ。切要。〔淮南子、汜論訓〕利民為本。

〔注〕本、要。

以上が、何らかの意味での位置関係にかかわると考えられるものである。念のため、その他の例を以下に掲げる。用例は略する。

(ワ) 君主。(カ) 本家。宗主。(ヨ) 祖先。父母。

(タ) 人。(レ) 農業。(ソ) 元金。(ツ) 生国。故郷。

(ネ) 元氣。根元の力。(ナ) 由来。其の依つて起るところ。元来。もともと。むかし。

(ニ) ただしい。まこと。(三) もとづく。(四) こ

の。これ。(五) 旧来の。(六) 草木を数えるに添へ

る称呼。(七) 書籍。文書。(八) くそ。糞。(九)

姓。(十) 〈古文の字体の説明、略〉「二」はしる。

〔邦〕ほん。(イ) てほん。もほん。(ロ) まこと。

真実。(ハ) 接頭語。(甲) まことの。「本物・本気」。

(乙) 主たるものの意を表はす。「本部」。(丙) 自稱の意を表はす。「本大臣」。(ニ) 接尾語。長いものを数える単位。

「日本」の「本」は右の「二」、それも特に(イ)から(ホ)までに相当するものと考えられる。あるものごとの範囲のウチに属し、かつ、そのものごとの根幹部、中心部、ものごとがそこから発出する点、ないしそこを含む場所、それが「本」であって、「ほとり」や「はしっこ」を特に意味するようには思われないのである。

つまり「辺」であるからとか「近」であるからとかいった説明は、「日本」の国号の由来としては、きわめて適合しにくい説明なのである。

そこで問いが生じる。なぜ、このような適合させにくい理由によって「日本」という国号がつけられたと語られ、記録されたのか。——これが問いなのである。

二

「日本」ということばに対応する意味を持ったことばは、他にないわけではない。

「日下」という名の地が『爾雅』に見える。

觚竹・北戸・西王母・日下、之を四荒と謂ふ。(釈地)

(注) 觚竹は北に在り。北戸は南に在り。西王母は西に在り。日下は東に在り。皆、四方昏荒の国、四極に次ぐ者なり。

(疏) 日下なる者は、日の出づる所の処を謂ふ。其の下の国なり。

そして「日の出づる所」と呼ばれる地は『爾雅』において「日下」だけではない。「大平」という地もある。

峇齊州以南、日を戴くを丹穴と為す。北のかた斗極を戴くを空桐と為す。東のかた日の出づる所に至るを大平と為す。西のかた日の入る所に至るを大蒙と為す。大平の人は、仁。丹穴の人は、智。大蒙の人は、信。空桐の人は、武。(釈地)

また、この種の地は『山海経』の『大荒東経』にも、

いくつも見える。

東海の外、大荒の中に、山有り。名づけて大言と曰ふ。日月の出づる所。

大荒の中に、山有り。名づけて合虚と曰ふ。日月の出づる所。

大荒の中に、山有り。名づけて明星と曰ふ。日月の出づる所。

大荒の中に、山有り。名づけて鞠陵于天・東極・離瞿と曰ふ。日月の出づる所。

大荒の中に、山有り。名づけて擘揺顛瓶と曰ふ。上に扶木有り。〈中略〉湯谷の上に、扶木有り。一日、

方に至れば、一日、方に出づ。大荒の中に、山有り。名づけて猗天蘇門と曰ふ。日月の生ずる所。

東荒の中に、山有り。名づけて壑明俊疾と曰ふ。日月の出づる所。

この事態から知られるのは次のことである。日、あるいは日月の出るところと言われている地は、また、それぞれの名を与えられている。その名にはさまざまあり、「日下」というのもその一例である。が、どのような名で呼ばれ、どのようなことばでその位置が表現されても

——たとえば、「日下」、日を頭上に持ち、日から見おろされる位置、という例はあっても——、「日」に対して「辺」に位置するとか、「日」の「近」くに位置するとかいった言いかたは一つもないこと、これである。

また、「日出づる処」ということばが、現実に存在することの確認された地理上の一地域をさして用いられている例が『隋書』にあるのは周知のことである。

大業三年〈六〇七〉〈中略〉其の国書に曰はく、「日出づる処の天子、書を、日没する処の天子に致す。

恙無きか。」と云云。(倭国伝) 倭国と呼ばれている(通例「倭国」と改めて引用される)

この国の領域および都の位置、またその領域内の特記すべき地形についての記事も周知のものである。

倭国は、百済・新羅の東南、〈中略〉大海の中に於いて、山島に依りて居す。〈中略〉其の地勢、東高く西下る。邪靡堆に都す。則ち魏志の所謂邪馬臺なる者なり。〈中略〉阿蘇山有り。〈中略〉俗、以て異と為し、因りて禱祭を行ふ。

そしてこの国が、通例、いわゆる畿内に都する大和朝廷の国とされているのも周知のことである。

また、唐の詩人方干(九世紀の人と考えられる)が日本

人に贈った詩のなかには次の句がある。

扶桑樹底是天涯 扶桑の樹底は是れ天涯。

(僧の日本に帰るを送る)

この句において、「日本」と呼ばれている地に対応し、もしくは含まれる場所が「扶桑」、日がそこから昇る樹木の「底」、真下とされていること、明らかである。

そして国号が「日本」に改まった事件が唐代(『新唐書』によれば咸亨元年(六七〇)よりあととつけとれる)に起こっていること、改めた国が大和朝廷を唯一の朝廷とする国であること、これらは別に疑う要のない事項である。

改名の理由は『旧唐書』では地の文に断定的形でしるされており、『新唐書』ではその国の使者が(当然、咸亨元年(六七〇)よりあと)にそう言ったとしていて、いずれも編者がこの国号の変更にこの理由づけが伴っていたという事実自体を疑っている形跡はない。

ここまでくれば、問題はおのずと煮詰まる。「日本」という国号を選んだ理由を言うのなら、なぜ「国、日の出づる所の処に在り」とも「国に『日出づる処』有り」とも言わず、また「日下国」とも称しなかったのか。また「辺」だの「近」だのと言うのなら、なぜ「日辺国」

とも「近日国」とも「隣日国」とも名づけないで、こういう不適合な説明をしたのか。——こういう形にである。

三

そして、ここまで煮詰めれば、答えは次の三段の形で出ることになる。

わが国は「日辺」にあるとか、「日の出づる所の近く」にあるとか言っている国の中心部は、「日出づる処」とは違った別の場所であることが、偽る余地のない客観的事実であった。——これが第一段である。

「日本」という、改名の理由に適合しない国号は、こういう奇妙な理由を述べた権力自体によってゼロから考え出されたものではなく、ヨソに名としてすでにあったものを、わが国号として継承ないし流用したもので、その事実を右の第一段の事実とともに述べたから、こんな説明になってしまったのである。——これが第二段である。

右の現象は、次のような一連の事態を背後に持つ。これらの事態の大体についてはすでに別に述べたから、ここには要点のみ摘記する。

七世紀前半期中（養老四年（七二〇）に成った『日本書紀』には、わが王権は昔九州の地に王として降臨した天孫の子孫の一人によって大和の地に立てられた九州系傍流の一王権にはじまり、この傍流の格は持統天皇の代の末までつづいたという王権史の骨格（『古事記』の語るところもこれと矛盾しない）が告げられており、七世紀後半期（延暦十六年（七九七）に成った『続日本紀』にはこれを受けて、文武天皇の即位後から「高天原に事始めて」「中・今に至るまで」と、天孫降臨以来の王権がここに受け継がれた旨の宣言が発せられたと告げられている。

また、すでに掲げたように、唐代関係史料には、唐代に入ってから日本列島内の国に併合・被併合事件があったとする記事が見える。

そして、それらの史料のなかには、日本列島内の人々ないし国々の領域について、次のような記述が見られる。

すなわち『三國志』から『隋書』および『翰苑』（張楚金著、顯慶五年（六六〇）成る）まで、中国の諸王朝が「国交の相手とした中心的な国の領域は「山島」で、都の位置は変化した形跡がない。ところが『旧唐書』にいたって貞觀二十二年（六四八）まで国交記事のある「倭

国」は「山島」で、長安三年（七〇三）から国交記事のある「日本国」は西と南が海、東と北が山、山外は「毛人の国」とされ、『新唐書』では「日本」が後漢代の「倭奴国」以来連続した一つの国交相手であるように述べられながら、咸亨元年（六七〇）のあと長安元年（七〇一）より前の個所において「南西は海に尽き、東北は大山を限り、其の外は即ち毛人なり」としてされている。領土の形と領有関係との変化の認識がおよそ七世紀後半期に関して生じているのである。

また唐詩には、たとえば八世紀中期の大和王権の都の位置について、王維の詩（『秘書丞監の日本国に還るを送る』天寶十三載（七五四）作）に「郷樹 扶桑の外」と、それが『隋書』の「日出づる処の天子」の都よりも東に位置すると理解されていたことを示す句がある。

当面の問題の国号変更とその理由づけとは、この、王権の格の変化と、併合による領土の形の変化とを背後に持つものと考えられる。——これが第三段である。

おわりに

「辺」や「近」と、「本」とを、意味の上であい通い、

互いに適合するもののように、人々の心を——かつての私の心をも含めて——規制し誘導していたものが、たしかにあったと思われる。いまにして思えば、それは——あるいは、それもまた——「一元通念」(畿内大和に都する天皇家の王権は、七世紀よりも前から、日本列島内で卓越して尊貴な唯一の中心的権力であったとするもの)だったのである。

しかし、事実を直視すれば、唐代に由来する史料のなかに前掲の記事群をとどめる因をなした人々(日本の「使者」を含む)は、『日本書紀』に示される王権史の枠組み(わが大和の王権は九州に都する本家筋の王権の傍流の一王権であり、この格は持統天皇の治世の終わりまで継続した)に反しない範囲で、「わが王権の保有する名分は天地開闢以来一貫して不変である」と主張していたのであり、奇妙な説明をつけてまで「日本」の国号を継承しぬこうとしたのは、その主張の一環なのであった、と理解すべきものである。

ただし、過去の事実の枠組みは偽られていないようである。別国の「地を併せ」たとか、別国の「名を冒」した(本家筋の国号の継承ないし流用は「冒す」に適合する)⁽⁴⁾とかいった情報が記録されたのは、この真実の枠組みが

伝わったものと考えられる。

「一元通念」は、もともと、天孫降臨以来神授の一王権が継続して今に至ったという文武朝以後の宣命の文辭の誤解もしくは曲解を本来の根拠の一つとするものと私はすでに指摘した。その後、考究はさらに進展して、これらの宣命に宣言されているのは領土と主権に関する名分であって、その宣言の背後には神代説話の「大八洲生み」と「主生み」の話とがはたらいており、そこに宣言された名分にしたがうときは、極端に言えば、いまだ日本列島内に寸土をも領有せざる段階においても、「大八洲」の「主」はイザナキ・イザナミの指定した特定の一神あるいは一人物およびその子孫(一代ごとには一人)となり、その後の領土ないし主権の及ぶ範囲の拡大は、すべて、ただ本来領土たるべき地についての「平定」にすぎなくなることに、この名分に反しない範囲内で過去の事実を想定し、もしくはこの名分宣言をそのまま過去の事実についての宣言と扱えば、それがすなわち「一元通念」となること、以上のような理に想到するにいたったこれらの点につき、なお別に述べる予定である。⁽⁵⁾

「日本」という国号の意味についても、別になお述べるべき点があるように思われる。この点についても機会

を得て述べるつもりである。

(引用は、中国正史は百納本二十四史、『通典』は台湾商務印書館刊本、『唐会要』は中文出版社刊本、『爾雅』は大化書局刊影印本、『山海経』は中国書店刊海王郁古籍叢刊本にそれぞれよった。)

注

- (1) (A) 著書『日本文学の構図——和歌と海と宮殿と——』桜楓社、一九八三(昭和五八)年。論文(B)「消えた海——日本文学史の構図へのアプローチ——」愛媛大学教養部紀要一五、一九八二(昭和五七)年。(C)「神武東征の意味」大阪大学医療技術短期大学部紀要人文科学篇一六、一九八三(昭和五八)年。(D)「宣命の文辞とその周辺」同上、一九八四(昭和五九)年。(E)「旧・新唐書の倭国・日本国像——万葉時代の史的枠組のために——」市民の古代九、一九八七(昭和六二)年。(F)『日本書紀』の書名の「書」の字について「追手門学院日本文学部紀要」二二、一九八八(昭和六三)年。(G)「唐代文献の日本像——その変化相と連続相と——」追手門学院大学東洋文化学科学報八、一九九三(平成五)年。以上、本稿に特に関係の深いもののみ掲げた。
- (2) 「乃」の字義として『大漢和辞典』には次のものをあげる。

「一」(一)すなはち。(イ)上を承けて下を起(こ)す辞。そこで、かくて。(ロ)語勢を緩くする辞。しかるのち。(ハ)語勢を急にす辞。(ニ)物を列挙する辞。(ホ)上下の同一を表はす辞。(ヘ)意味を強める辞。それ。これ。(ト)語を転ずる辞。さて。さる程に。(チ)おもおもしろくする辞。(リ)しかるに。怪しむ辞。(ヌ)而に同じ。(ル)もし。(ヲ)はじめて。わづかに。(ワ)肯定の意を表はす語。(カ)かへつて。(ニ)さきには。(三)あのやうな。かれの如き。かくの如き。(四)なんぢ。(五)発声の語。夫が妻の葬日を下する時の祝辞に、夫の尊厳を示す辞。(六)行く。(七)むしろ。(八)廻に通ず。(九)縮文の説明、略。(十)古文の説明、略。(十一)姓。

当面の『新唐書』の「乃小国」の場合を(三)の意味にとれば、『旧唐書』の「旧小国」と同様、過去において小国であったことになるが、それでは併合されたときの大きさが不明となる。そこで注(一)の論文(E)ではひとまず(ホ)にあたる意味のものにとつた。

(3) (1)に同じ。

(4) 「冒」の字義として『大漢和辞典』には次のものをあげる。

「一」(一)をかす。(イ)むかふ見ずに進む。(ロ)しのご。(ハ)ふれる。さはる。(ニ)かりる。(三)おほふ。かぶる。かぶせる。(三)おほひ。死骸をつつみおほふ布。(四)かぶりもの。帽子。(五)玉の名。

(六) むさぼる。(七) ねたむ。(八) もだえる。(九) さかん。(十) (十一) (十二) (通ずる字の説明、略) (十三) (通ずる字の説明、略) (十四) 姓。(十五) 「現代語」あなどる。□□ (一) むさぼる。(二) をかす。(三) (冒頓の説明) (四) (冒突の説明) (三) (毒冒の説明) 「名を冒す」の場合は (二) がこれに近いかと思われるが、この字には、ある線をあえて越えて出、もしくは入り込むという気分がともなうもののようなので、分流から本流への格上げの場合に適合する用字法と見たのである。

(5)

「日本神代説話の構造とその成立」追手門学院大学文学部紀要三三、一九九七(平成九)年三月刊予定。

(一九九六(平成八)年七月十九日)